

## 治水神社玉垣改築実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、治水神社玉垣改築実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 実行委員会は、治水神社社務所に所在地を置くものとする。

岐阜県海津市海津町油島無番地

(目的)

第3条 実行委員会は、治水神社創建80周年の節目にあたり、老朽化した玉垣を改築することを目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 玉垣改築の計画策定及び実施に関すること
- (2) 広報宣伝及び寄付に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織・役員)

第5条 実行委員会は、第2条の目的に賛同する各種団体の代表者等をもって組織し、委員長1名、副委員長1名、監事2名を置くものとする。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 監事は、委員の互選により定める。

(職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、実行委員会の運営に関する事項を審議する。
- 4 監事は、会計及び業務執行を監査する。

(任期)

第7条 委員長、副委員長、委員及び監事の任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、任期中に異動が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の期間とする。

(顧問)

第8条 実行委員会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、委員長が指名する。
- 3 顧問は、実行委員会の運営及び協議事項について意見を述べることができる。

(総会)

第9条 総会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長は委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

2 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 規約に関する事項
- (2) 事業計画及び報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 実行委員会の解散に関する事項
- (5) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

(議事の決定)

第10条 議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合には、議長が決定するところによる。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を設置し、治水神社神職及び事務員をもって組織する。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、実行委員会設立の日から始まり、解散の日までとする。

(解散及び決算)

第14条 実行委員会は、第2条の目的を達成したときは、総会の議決を経て解散する。

- 2 委員長は、事業終了後、速やかに出納その他の事務を終了させ、事業報告書及び決算書に監事の監査意見を添えて総会に報告しなければならない。

(残余財産の帰属)

第15条 前条の規定により実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、治水神社に帰属するものとする。

(設立年月日)

第16条 実行委員会の設立年月日は、平成30年2月20日とする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年2月20日から施行する。